

令和 4 年 8 月 19 日

許可業者各位

大阪市環境局事業部  
一般廃棄物指導課長

住之江工場再稼働に伴う搬入回数ベースの変更について（通知）

標題について、下記のとおり住之江工場への搬入が可能となりますので、基本搬入回数の変更等を通知します。

記

1 搬入開始日

令和 5 年 3 月 16 日（木）午前 9 時より搬入開始

ただし、夜間搬入は令和 5 年 4 月 8 日（土）午後 5 時より搬入開始

2 工場振替の考え方

別紙 1 のとおり

3 工場振替の考え方に基づく令和 4 年 8 月前半基本回数をベースとした試算搬入回数

令和 4 年 8 月 30 日（火）（9 月前半配券日）に別紙 2 の様式により件名「基本搬入回数変更通知書（案）」として電子メールで通知します。

4 基本回数の変更

件名「基本搬入回数変更通知書（案）」の電子メールに添付の別紙 3 の様式に必要事項を記入のうえ、令和 4 年 10 月 31 日（月）までに一般廃棄物指導課へ提出をお願いします。再調整の結果は令和 4 年 11 月 30 日（水）までに通知します。

また、令和 4 年 12 月 1 日（木）以降についても、必要に応じて、個別に協議は行いません。

5 搬入回数指示書の送信日（令和 5 年 3 月後半）

令和 5 年 3 月 14 日（火）に電子メールで通知します。

6 住之江工場への搬入経路及び工場内の搬入動線について

決定次第、通知します。

搬入指示担当 田畠・中島・森本

☎ 0 6 - 6 6 3 0 - 3 2 6 3